# 労災かくしで困ってます！
# 労災保険の代行実務




法令・実務に精通して、
公正な立場で、
**労災かくし**に立ち向かう。

実務で主張する！

漫画で学ぶ

現場で使える実務

**令和８年11月26日（木）例会**

**講演時間18：30～20：15**

**人間・労使関係自主研究会**

**会場：大阪府社会保険労務士会館**

**講師：特定社会保険労務士**

## 村山 浩朗

大阪府社会保険労務士会大阪南支部所属

**社会保険労務士法人メディカル年金センター**

〒584-0071　大阪府富田林市藤沢台 1-4-11-215

TEL 0721-40-0300　FAX 0721-40-0307　ホームページ　https://www.sr-mpc.jp

速報！

# 労災事故発生

## その現場に、労災保険はなかった

第1話

**1** 自治会館の建設現場。台風の接近に伴う暴風雨の中、
納期が迫り焦った元請事業主は、工事の続行を強硬に指示する。




**2** 労働者Aは事故の危険性を訴えるが、下請事業主（勤務先）は
元請事業主の指示に従い、怒鳴り散らして作業の続行を命じる。




**3** 16時頃、4階の足場が崩れ、作業していた労働者Aは転落。
両足の粉砕骨折・神経損傷の重傷を負った。




**4** 騒然とする現場。しかし、元請事業主が顔色を変えたのは、
別の理由だった。




**5** 現場に救急車が到着。救急隊員が労働者Aに声をかけながら
応急処置を行い、医療機関へ搬送する。




**6** 救急車が現場を去った後、元請事業主は下請事業主を呼び出し、
青ざめた顔で健康保険の使用を指示する。



# ダメ、絶対！ 労働災害に健康保険は使えません。

建設現場でのケガは**労災保険**が適用されます！




**第2話**

**第1話からの経過：**台風の中の工事で足場が崩れ、被災労働者Aは両足の粉砕骨折・神経損傷で入院。元請事業主は保険関係成立届の未提出を恐れ、健康保険の使用を指示した。

## ① 病院の病室（入院中）― 個室




## ② 病院の病室（入院中）― 個室・コマ①の直後




## ③ 被災労働者A、下請（勤務先）社長へ電話する ― 病院内・ベッドサイド




## ④ 下請（勤務先）社長、元請事業主へ連絡する ― 下請事業主の事務所→元請事業主の社長室（電話越し）




## ⑤ 元請事業主、知り合いの社労士へ依頼する ― 元請事業主の社長室→女性社労士の事務所（電話越し）




## ⑥ 女性社労士、元請事業主へ着手を伝える ― 女性社労士の事務所（電話中）



速報！

# 労災保険加入完了。

## 遡って加入しても労災保険は使えます。

第3話

第2話からの経過：病院で健康保険が使えないと告げられ、元請事業主は知り合いの女性社労士へ相談。
女性社労士は、労働保険の加入手続と5号用紙の病院提出までを請け負うこととなった。

### ① 女性社労士、労働基準監督署へ ― 庁舎の前



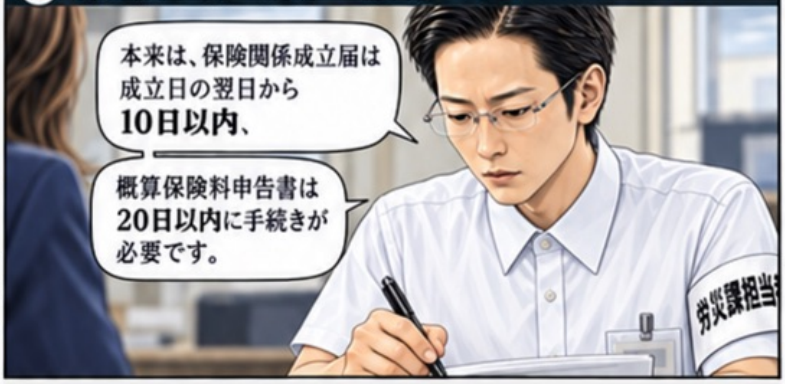

### ② 労災課の窓口 ― カウンター越しの対面




### ③ 労災課担当者の確認 ― 労災課の窓口（コマ②の直後）




### ④ 労災課担当者の説明 ― 労災課の窓口




### ⑤ 女性社労士の説明 ― 労災課の窓口




### ⑥ 労災課担当者の告知 ― 労災課の窓口




### ⑦ 女性社労士、元請事業主へ報告する ― 女性社労士の事務所→元請事業主の社長室（電話越し）




### ⑧ 女性社労士、元請事業主へ説明する ― 女性社労士の事務所→元請事業主の社長室（電話越し）



# なぜ!? 休業補償給付の請求で事業主に証明を求めると…被災労働者が、なぜか頭を下げる。

第4話

**第3話からの経過：** 女性社労士が労働保険の加入手続を終え、労災保険は遡って適用されることとなった。元請事業主には、遡っての保険料と、保険給付の40%の費用徴収が見込まれている。

## 1 看護師、様式第8号を届ける ― 病院の病室（入院中）・個室




## 2 被災労働者A、元請事業主へ電話する ― 病院の病室（入院中）・個室




## 3 元請事業主の激昂 ― 元請事業主の社長室




## 4 被災労働者A、頭を下げる ― 病院の病室（入院中）・個室




## 5 元請事業主、渋々承諾する ― 元請事業主の社長室




## 6 被災労働者A、通話を終える ― 病院の病室（入院中）・個室



証明拒否!?

# 事業主が証明を拒んだら、労働者はどうすればいい。

拒否の理由は、書面でもらってください。

第5話

**第4話からの経過：被災労働者Aは元請事業主に頭を下げ、一回目の事業主証明を受けた。診療担当者の証明も済み、休業補償給付の請求は受理されている。**

## ① 看護師、2回目の様式第8号を届ける ― 病院の病室（入院中）・個室




## ② 被災労働者A、元請事業主へ電話する ― 病院の病室（入院中）・個室




## ③ 元請事業主、二度目の証明を拒否する ― 元請事業主の社長室




## ④ 元請事業主、電話を切る ― 元請事業主の社長室




## ⑤ 被災労働者A、通話が切れる ― 病院の病室（入院中）・個室



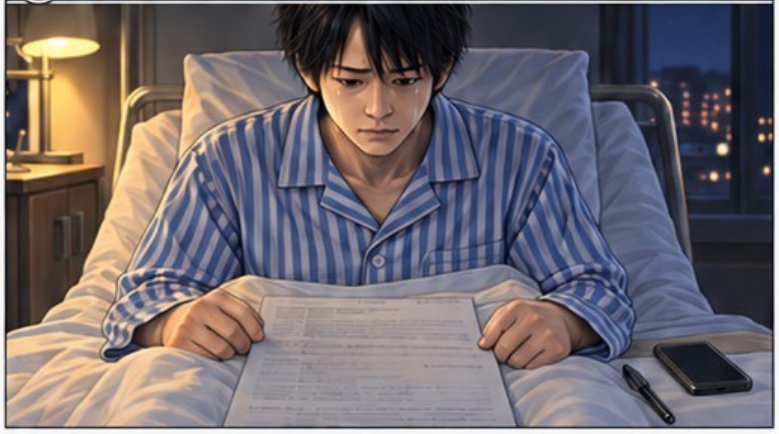

## ⑥ 労災課担当者、被災労働者Aの電話に応じる ― 労働基準監督署・労災課




## ⑦ 被災労働者A、問い返す ― 病院の病室（入院中）・個室




## ⑧ 夜 ― 病院の病室（入院中）・個室



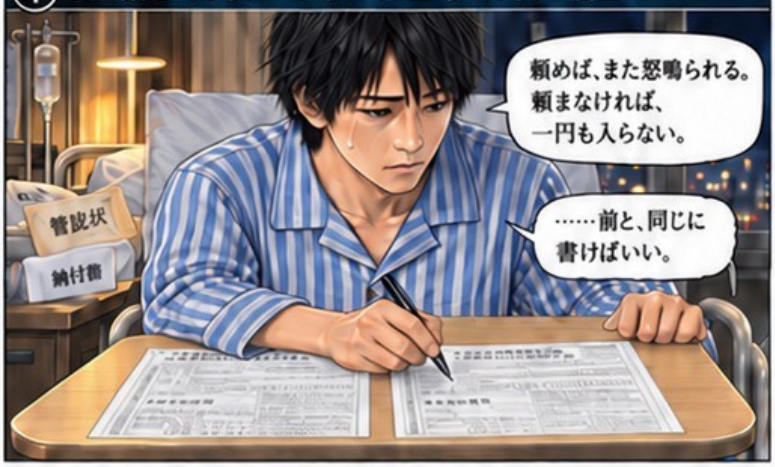
偽造発覚!!

# もらえないなら、写せばいい。その一枚が、犯罪になる。

第6話

**第5話からの経過：**2回目の事業主証明を拒否され、被災労働者Aは電話を切られた。
拒否の理由を書面でもらうよう助言されたが、その書面もまた、元請事業主に頼むほかない。

## ① 第5話と同じ夜 ― 病院の病室（入院中）・個室




## ② 事業主の証明欄に、写す ― 病院の病室（入院中）・個室




## ③ 数日後 ― 労働基準監督署・労災課




## ④ 労災課担当者、元請事業主へ電話する ― 労働基準監督署・労災課




## ⑤ 元請事業主、偽造を知る ― 元請事業主の社長室




## ⑥ 同じ日の夕方、労災課担当者が病室を訪ねる ― 病院の病室（入院中）・個室



# 処分なし!? それでも、支給は止まらない。
## ― そして、つないでくれる人がいました。 ―

社会保険労務士 無料相談会 →

第7話

**第6話からの経過：**被災労働者Aは、事業主に無断で事業主証明欄を記入した。
労災課担当者が筆跡から偽造を見抜き、本人がそれを認めた。

### ① 数日後 ― 労働基準監督署・労災課




### ② 労災課担当者、今後の手続き案内する ― 労働基準監督署・労災課




### ③ 同じ日の午後、MSWが病室を訪ねる ― 病院の病室（入院中）・個室




### ④ 後日、MSWが車椅子を押して相談会へ向かう ― 病院の廊下




### ⑤ 病院の無料相談会 ― 相談会の会場




### ⑥ 村山社労士、被災労働者Aをねぎらう ― 相談会の会場



# 代行、始動！

# 本人に代わって、私が伺います。

## 元請事業主の事務所へ、直接訪問。

第8話

**第7話からの経過：**被災労働者Aは、病院の無料相談会で村山社労士と出会い、労災保険の手続きの代行を依頼した。



# 反撃開始！ 今後は、村山社労士を通して下さい。

## 未払残業代の発覚、そして労働基準法違反申告へ

第9話

**第8話からの経過**：村山社労士は、元請事業主の事務所を直接訪ね、事業主証明を得て労災課へ提出した。しかし、押し切られた元請事業主の怒りは収まらない。



是正勧告！

# まだ、終わっていません。

## 開示請求で暴かれた、後付けの就業規則

第10話

第9話からの経過：被災労働者Aは労働基準監督署へ未払賃金の違反申告を行った。あれから冬を越え、季節は春。
被災労働者Aは病院を退院し、障害者自立センターに入所してリハビリに取り組んでいる。両足の複雑骨折と神経損傷により、歩くことはできない。

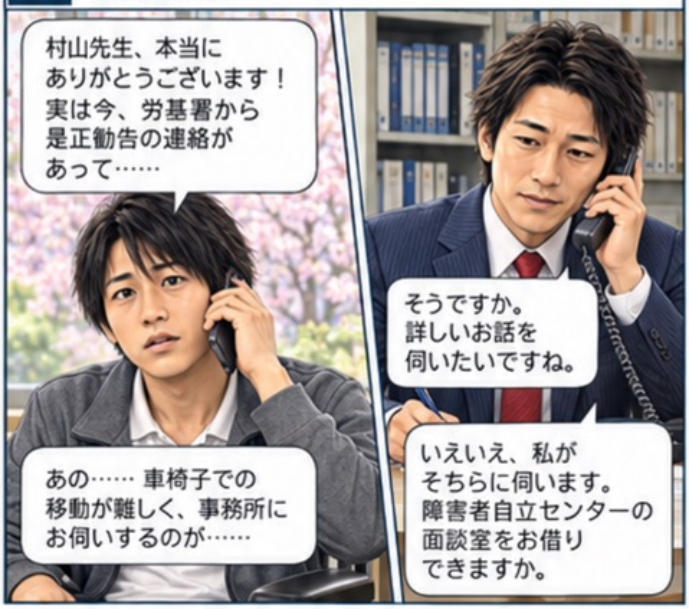
### 1 冬を越え、春。労働基準監督官から、被災労働者Aに電話が入った。



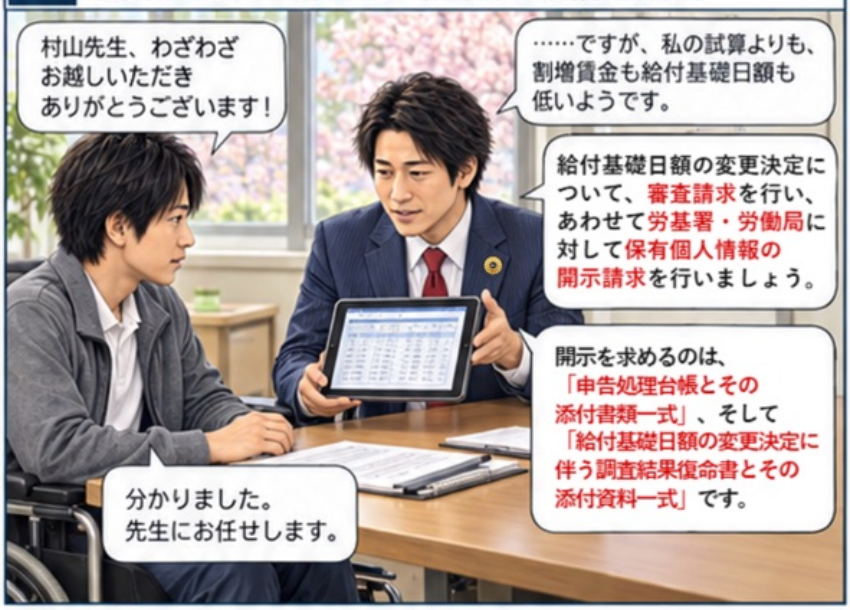

### 2 被災労働者Aは、スマートフォンでネットバンキングを確認した。



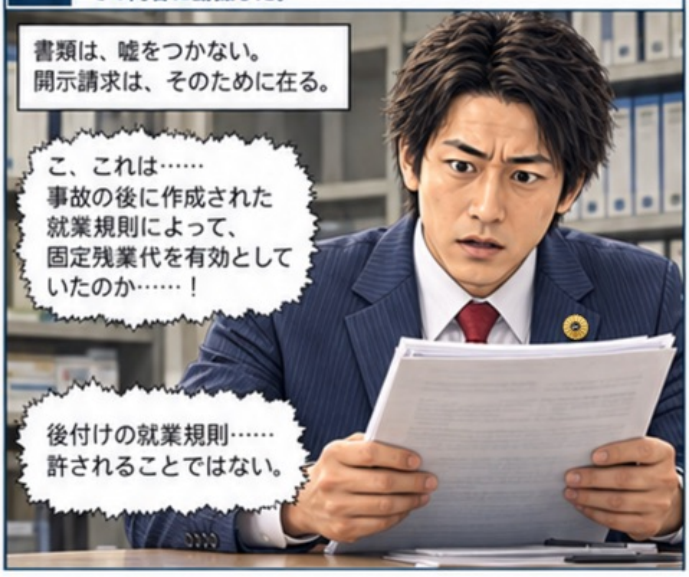

### 3 被災労働者Aは、村山社労士に電話をかけた。




### 4 村山社労士は、被災労働者Aのもとへ自ら出向いた。障害者自立センターの面談室で、村山社労士は試算表を示した。




### 5 村山社労士は、開示請求で取得した書類を読み、その内容に動揺した。




### 6 村山社労士は、被災労働者Aに伝えた。二人は、障害者自立センターの中庭で、今後の対応を話し合った。



逆恨み！

# これは、解雇ですか？

## 社会保険打ち切りという、新たな追い出し

第11話

**第10話からの経過：**是正勧告により、未払の割増賃金と労災保険の給付基礎日額の増額が決定した。
しかしこれにより、元請事業主の労災保険料（費用徴収）と、下請事業主（勤務先）の社会保険料負担が増加することになった。



# 不受理願！その資格喪失、違法です
## 虚偽の届出を、水際で止める

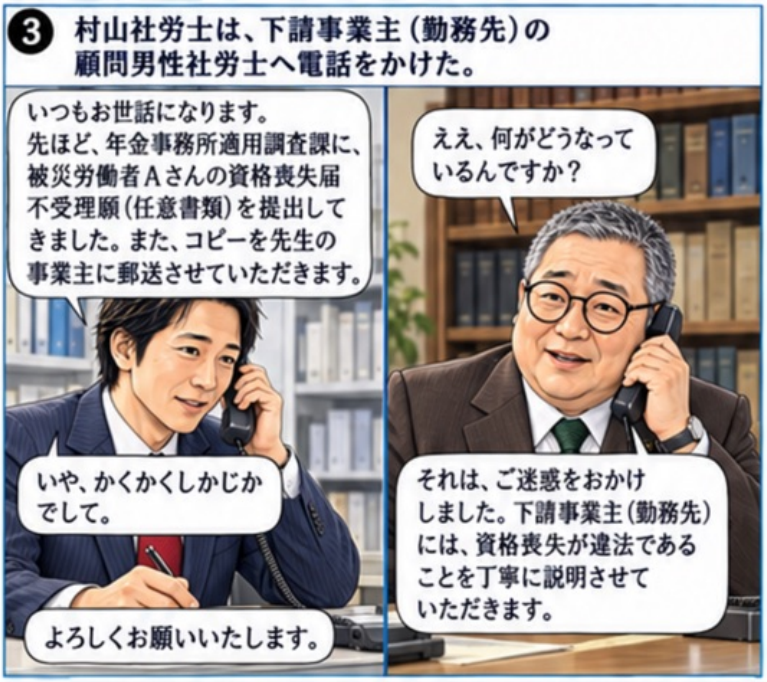
第12話

**第11話からの経過：**下請事業主（勤務先）は、社会保険料負担の増加に困り、被災労働者Aの社会保険を今月末で打ち切ると通告した。これは労基法19条の解雇制限を回避しようとする、実質的な解雇である。













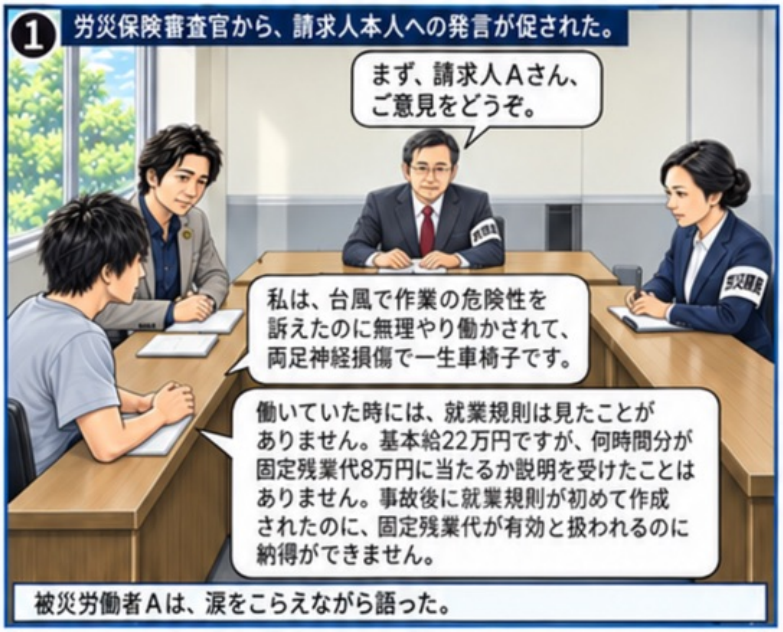


# 衝撃発言! 労基法を、知りません。

## 口頭意見陳述で暴かれた、原処分庁の実態

第13話

第12話からの経過：村山社労士は、下請事業主（勤務先）による違法な資格喪失届の提出を、不受理願によって水際で阻止した。
季節は夏。給付基礎日額の変更決定（原処分）に対する審査請求の口頭意見陳述が、労働局で開かれた。



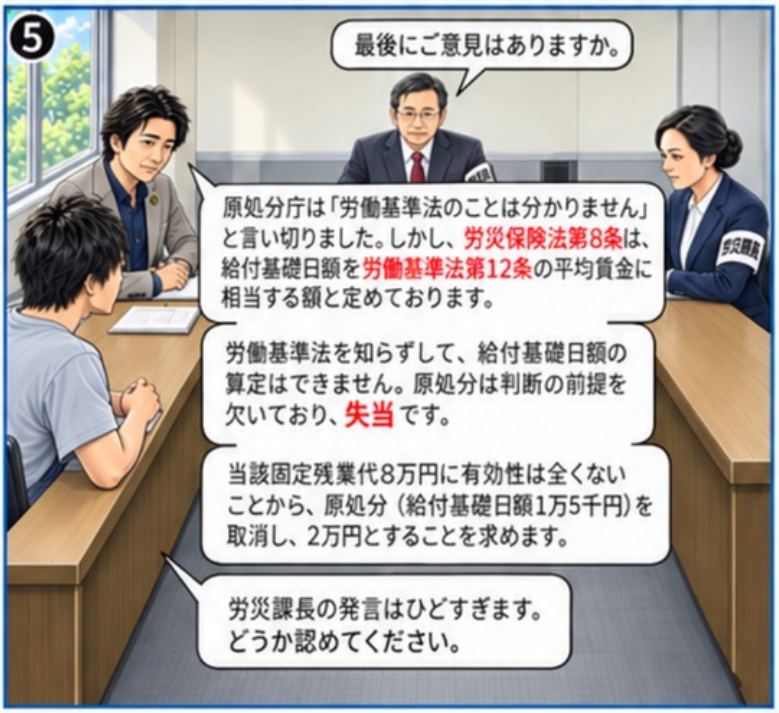














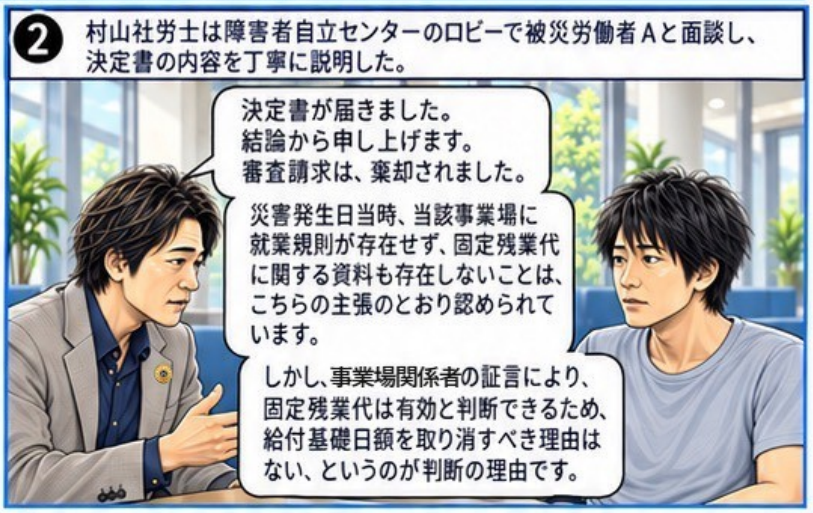

# 棄却決定！ 代理人の主張は乱暴です!!

## ランボー!? 怒りの再審査請求

第14話

第13話からの経過：口頭意見陳述において、村山社労士は行政通達と条文を根拠に、固定残業代8万円を前提とした原処分は失当であると主張した。しかし、労災保険審査官の決定書は、審査請求を棄却した。















# 通告 症状固定は来月1/31です！ 今後の生活はどうなる！

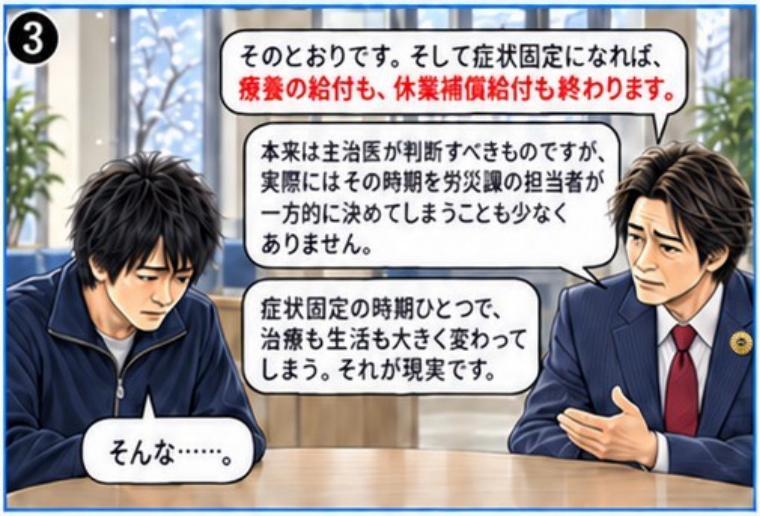
第15話

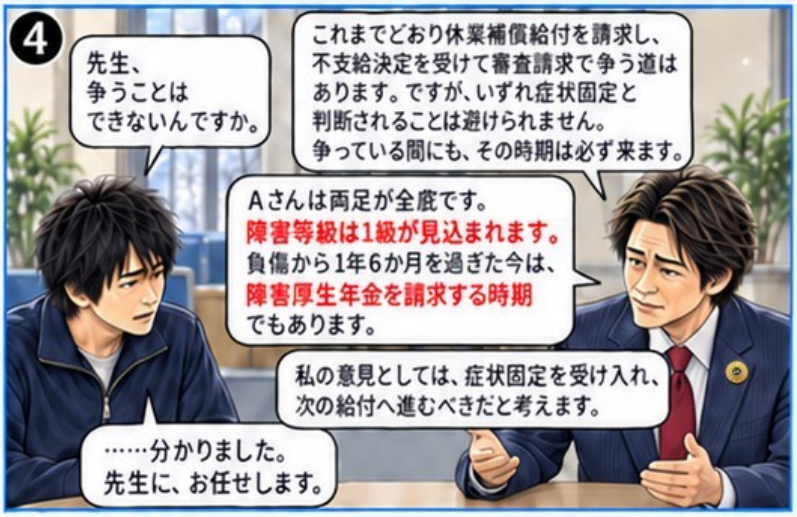
第14話からの経過：村山社労士は、再審査請求に向けて動き出した。
季節は冬。12月、被災労働者Aのもとに、労働基準監督署から一通の手紙が届く。















衝撃事実

# 固定残業代は管轄監督署の指導!?

## 事業場関係者証言を確認

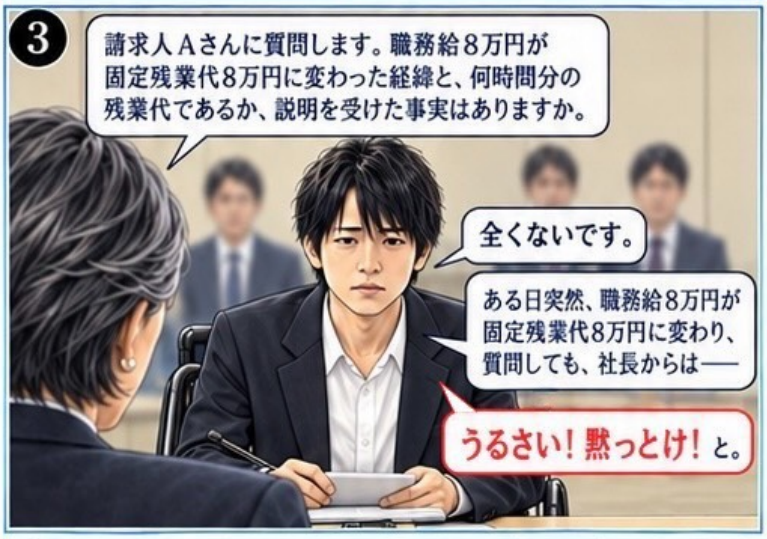
第16話

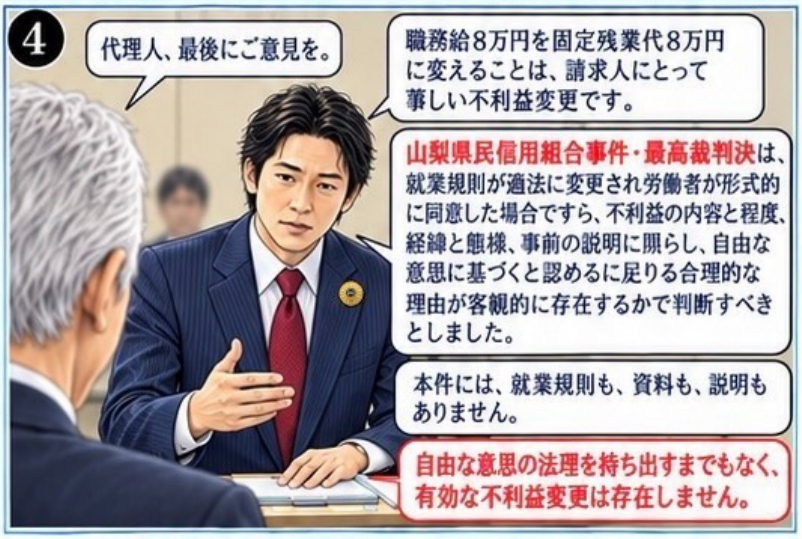
第15話からの経過：症状固定を受け入れ手続を進める一方、再審査請求は続いていた。
季節は3月、まだ肌寒い。舞台は、東京にある労働保険審査会の公開審理。















取消裁決

# 代理人の主張は真っ当です！

## 固定残業代8万円は職務給8万円に！

第17話

第16話からの経過：東京の公開審理で、村山社労士は原処分庁に問い、被災労働者Aは自らの言葉で語った。
季節は5月。労働保険審査会の裁決書が、村山社労士と被災労働者Aのもとへ届いた。


















年金決定

# 障害年金1級！労災年金1級！
## 未払賃金450万円入金！

第18話

第17話からの経過：違反申告を受けた女性労働基準監督官は、裁決のとおり固定残業代8万円を職務給8万円と判断した。
季節は6月。2通の年金証書と、未払賃金450万円が、被災労働者Aのもとに届いた。

### 1 2通の年金証書




### 2 年金の額



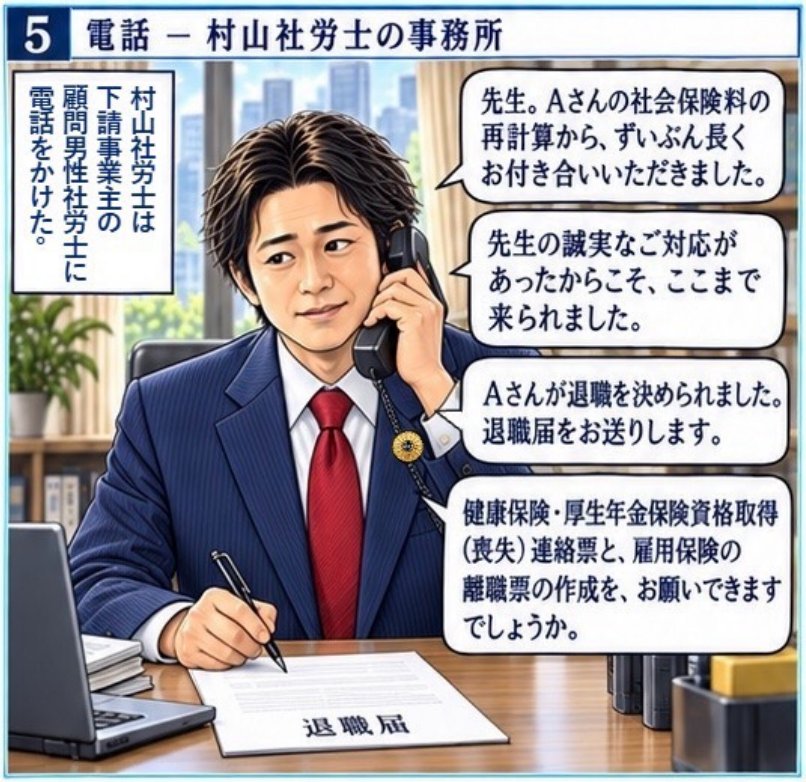

### 3 労災の額




### 4 退職の決意




### 5 電話 ― 村山社労士の事務所




### 6 承知しました ― 顧問男性社労士の事務所



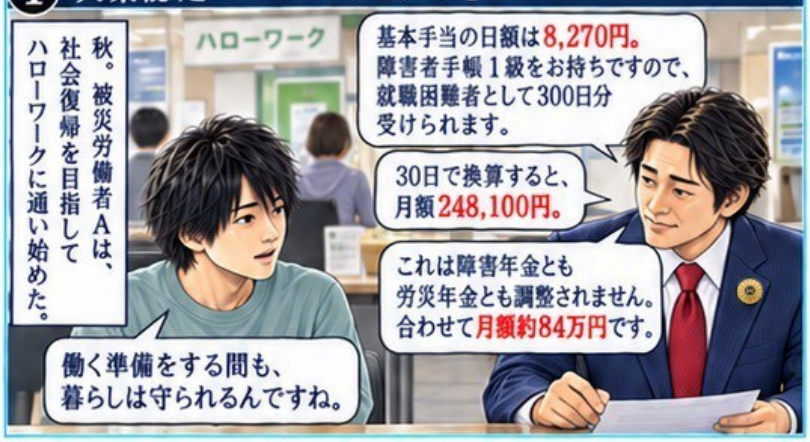

立場は違っても、守るべきものは同じだった。

# 社会復帰 大手AI企業の特例子会社へ就職！ 第19話

## 元請・下請へ損害賠償請求へ

第18話からの経過：障害年金1級と労災年金1級が決定し、被災労働者Aは退職を決意した。手続は無事に終わった。
季節は秋。被災労働者Aは社会復帰を目指し、ハローワークに通い始めた。

### 1 失業認定 ―ハローワークの窓口―



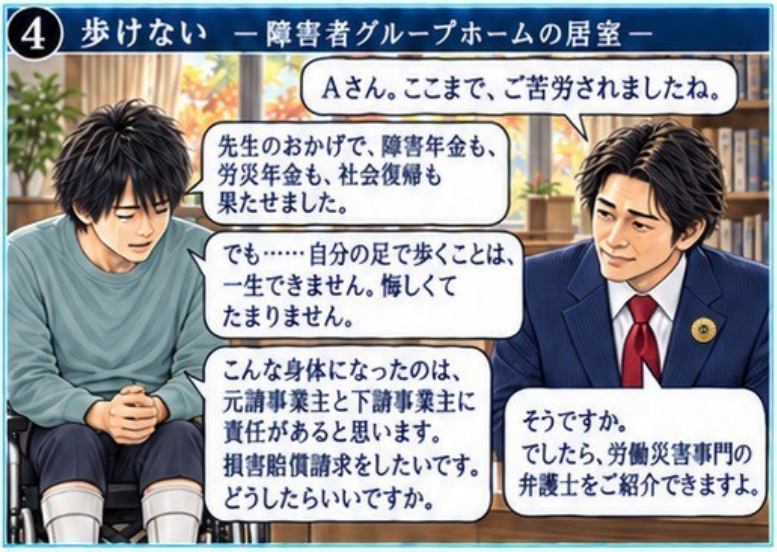

### 2 面接 ―大手AI企業の特例子会社―




### 3 採用決定 ―障害者グループホームの居室―



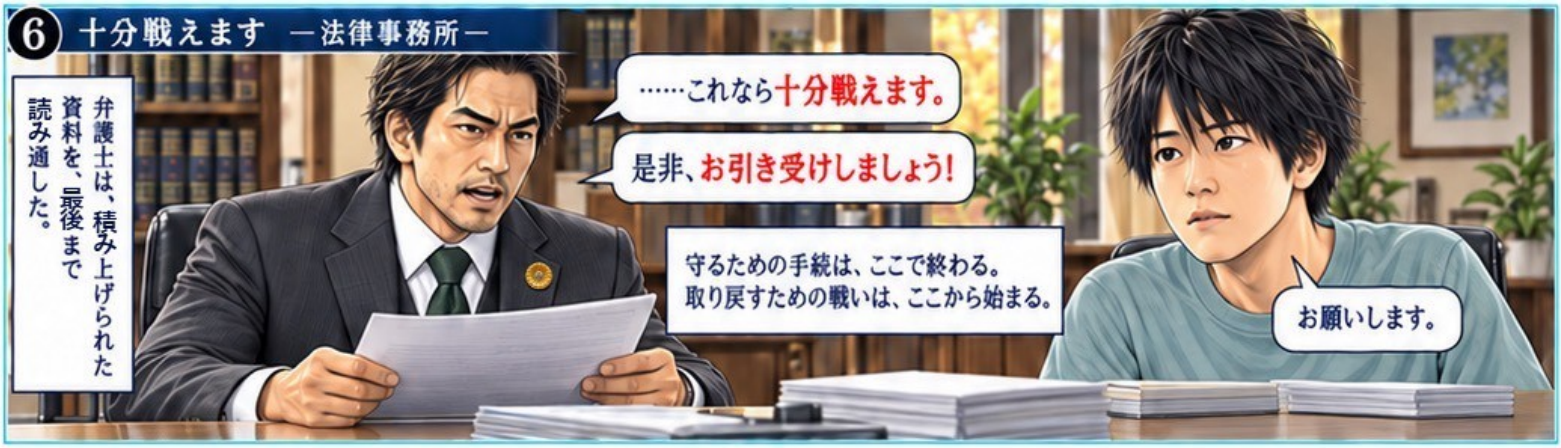

### 4 歩けない ―障害者グループホームの居室―




### 5 訴えたい ―法律事務所―




### 6 十分戦えます ―法律事務所―

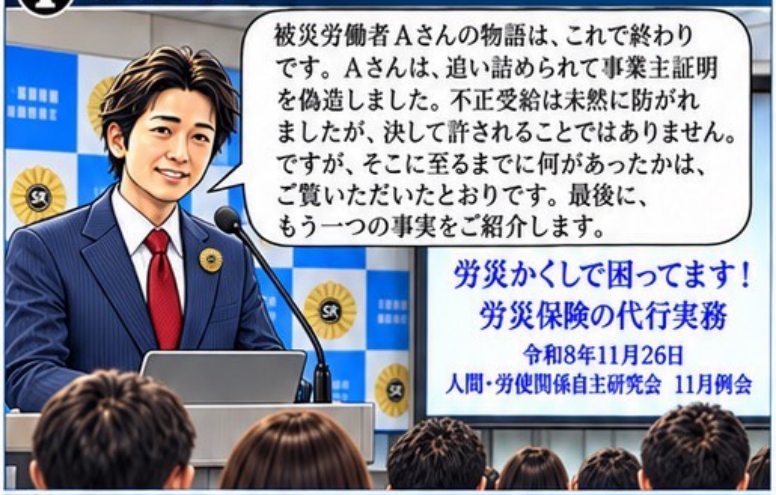


# 講演の結び　グランドフィナーレ　最終話

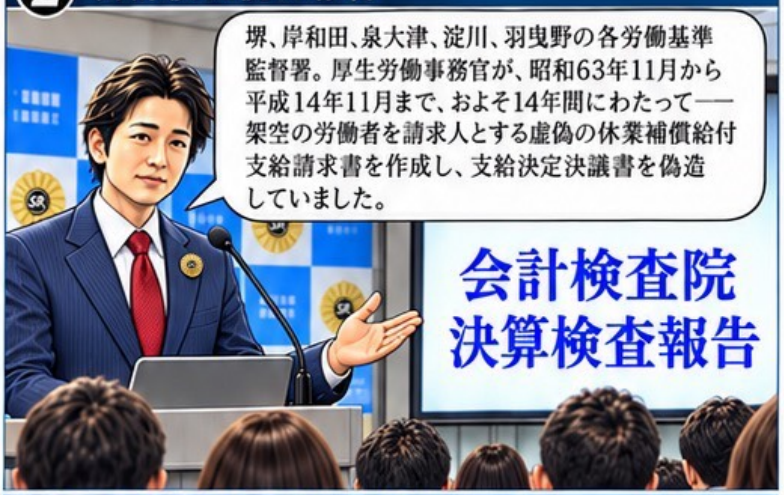
## 巨額横領事件と、人が運営する制度の危うさ

第19話からの経過：被災労働者Aは特例子会社へ就職し、元請・下請への損害賠償請求を弁護士に託した。令和8年11月26日、人間・労使関係自主研究会11月例会。ここからは、講演の結びである。

### ① 物語を終えて




### ② 会計検査院の報告



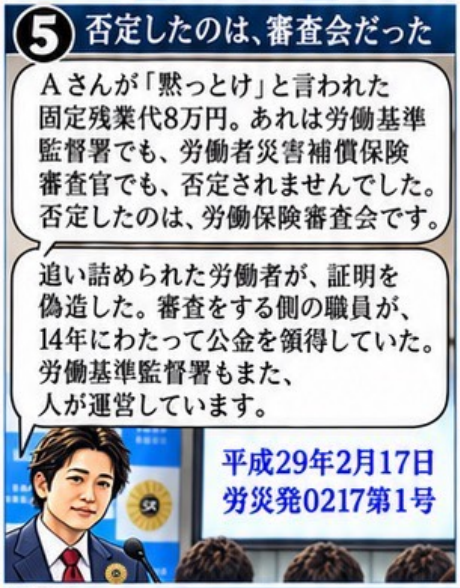

### ③ 6,096万円




### ④ 費用徴収請求権の時効




### ⑤ 否定したのは、審査会だった




### ⑥ 満場の拍手




### ⑦ ちょっと、質問いいですか？



講演を終えて

# あとがき

「労災かくし」という題と、これからのこと

巻末

## 一　「労災かくし」という題について

本作の題は「労災かくしで困ってます！」です。ただ、本来の「労災かくし」は、労働安全衛生法第100条・労働安全衛生規則第97条に基づく労働者死傷病報告を、故意に提出しないこと、または虚偽の内容を記載して提出することを指します。本作は、あえてその論点を外しました。

## 二　本作が描いたもの

仕事中の事故で重い障害を負ったＡさんには、治療を受け、生活を支えるための補償が必要でした。しかし、元請事業主と下請事業主（勤務先）は、労災保険を使うことに協力しませんでした。健康保険を使うよう求め、事業主証明を拒み、固定残業代8万円を持ち出す。さらに、社会保険まで打ち切ろうとしました。Ａさんは、けがの苦しみに加え、必要な補償を受けるためにも闘わなければならなかったのです。

補償の制度があっても、必要な人に届くとは限らない。

村山社労士は、Ａさんの話を聴き、資料を集め、法令と事実に基づいて手続を進めました。会社だけでなく、行政の判断にも疑問があれば、その根拠を問い、見直しを求めました。本作が描いたのは、被災した人が専門家とともに、受けるべき補償を求め、生活を立て直していくための歩みです。

## 三　漫画で解説するという試み

今回はじめて、漫画で解説する講演スタイルに取り組みました。台本は Claude、漫画は ChatGPT 6 Astra で作成しています。これまでの私の講演は、テキストで解説するスタイルでした。しかし、私の考えるイメージと、聴衆の皆さまの考えるイメージが必ずしも一致しているとは限らない、むしろ大きく乖離しているのではないか。そのもやもやが、ずっとありました。

漫画なら、私の考えるイメージをそのまま絵にして、皆さまと同じ絵を共有したうえで学ぶことができます。私には漫画を描く技術も能力もありませんでした。それが、生成ＡＩによって、誰でも漫画を生成できる時代が来ました。ＡＩの魅力を圧倒的に分かりやすく伝えるのは、ＡＩによる漫画生成だと考えています。



これからも、あらゆるジャンルでＡＩ漫画の生成に取り組み、講師のイメージを漫画にして聴衆と共有する講演スタイルの普及に、取り組んでまいります。

本日はご清聴、ありがとうございました。

**参照資料**

| | |
|---|---|
| 通達 | 平成28年2月12日　労災発0212第1号 |
| | https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=00tc1637&dataType=1&pageNo=1 |
| | 平成29年2月17日　労災発0217第1号 |
| | https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=00tc2489&dataType=1&pageNo=1 |
| 判例 | 山梨県民信用組合事件（最高裁第二小法廷 平成28年2月19日） |
| | https://www.zenkiren.com/Portals/0/html/jinji/hannrei/shoshi/09093.html |
| 会計検査院 | 平成14年度決算検査報告 |
| | https://report.jbaudit.go.jp/org/h14/2002-h14-0260-0.htm |
| | 平成19年度決算検査報告 |
| | https://report.jbaudit.go.jp/org/h19/2007-h19-0382-0.htm |